

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 12

許認可等の内容		非常災害の際の土地の使用に係る許可
根拠法令及び条項		土地収用法第138条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際した者であること。</li> <li>2 許可の対象となる事業は公共の安全に対する侵害の排除又は阻止を目的とするものであること。</li> <li>3 許可の対象となる事業については土地収用法第20条の規定による事業認定を受けていることを要しない。</li> <li>4 許可の対象となる土地の区域並びに使用の方法及び期間については公益上の必要性と土地所有者の被る被害とを比較衡量し個々具体的に判断するものとする。</li> <li>5 許可の期間については6ヶ月を限度とし、同一の土地について重ねて許可を受けることはできないものとする。</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由) 処分の先例が無く、標準処理期間の設定に馴染まないため設定していない。
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--